平成３０年第２回宮古島市農業委員会総会議事日程

１）会議の日時　　平成３０年２月１６日　金曜日　１３時３０分

　会議の場所　　上野庁舎　１階大会議室

２）出 席 状 況　　農業委員　１６名（欠席１名）　　推進委員　２１名

３）議決の事項

日程第１　　議事録署名員の指名について

１１番　　喜　屋　武　　隆　　１２番　　奥　浜　　健

日程第２　　議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について

日程第３　　議案第２号　農地法第３条第１項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願について

日程第４　　議案第３号　農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（利用権貸借）

日程第５　　議案第４号　農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（所有権移転）

日程第６　　議案第５号　農用地利用配分計画案に関する意見について

日程第７　　議案第６号　農地法第４条第１項の規定による許可申請に対する意見について

日程第８　　議案第７号　農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見について

日程第９　　議案第８号　非農地証明交付申請の承認について

日程第１０　議案第９号　別段の面積（下限面積）の設定について

日程第１１　その他

平成３０年第２回宮古島市農業委員会総会　会議録

１．開　催　日　時　　平成３０年２月１６日　　金曜日　１３時３０分から１６時５０分

２．開　催　場　所　　上野庁舎　１階大会議室

３．出　席　委　員　　（３７人）

４．欠　席　委　員　　（　１人）

議席	氏　　名	役職	出欠	議席	氏　　名	役職	出欠
1	砂川　栄徳		○	11	喜屋武　隆		○
2	久保　弘美		○	12	奥浜　　健		○
3	野崎　達男		○	13	田名　和彦		欠
4	玉元　正助		○	14	仲里　敏夫		○
5	荷川取　広明		○	15	仲里　長造		○
6	國仲　和男		○	16	砂川　明寛		○
7	長濱　国博	職務代理	○	17	芳山　辰巳	会長	○
8	川満　里志		○				
9	松岡　日出雄		○				
10	砂川　寛裕		○				

地区	氏　　名	出欠	地区	氏　　名	出欠	地区	氏　　名	出欠
平１	大浦　敏光	○	城３	下地　堅士朗	○	上１	砂川　明有	○
平２	与那覇　盛徳	○	城４	砂川　玄光	○	上２	下地　博和	○
平３	池間　邦敏	○	城５	新城　光治	○	上３	友利　博明	○
平４	宮平　浩幸	○	城６	友利　広隆	○	伊１	長嶺　吉和	○
平５	渡真利　寿	○	下１	砂川　佳弘	○	伊２	前泊　芳男	○
城１	瑞慶覧　健一	○	下２	上地　邦彦	○	伊３	仲地　正彦	○
城２	新城　明行	○	下３	前里　孝清	○	伊４	島尻　勝信	○

５．議事録署名委員

議　　長　芳　山　辰　巳
１１番委員　喜　屋　武　隆　　１２番委員　奥　浜　　健

６．職務のために出席した者の氏名

局　　長　下　地　　明　　次　長　　上　地　寿　男　　農地係長　川　満　邦　弘
主任主事　伊良部　　哉　　主任主事　上　原　みち子　　臨時職員　本　村　朝　彦

開　　会　　１３時３０分
閉　　会　　１６時５０分

７．会議の概要

平成３０年２月１６日
開会　１３：３０

議長　ただ今から、平成３０年第２回宮古島市農業委員会総会を開催いたします。
出席委員は１６名で、定数に達しておりますので、宮古島市農業委員会会議規則第１１条により総会は成立しております。
本日、１名欠席の旨通知がありましたのでご報告いたします。

議長　それでは、日程第１議事録署名人及び会議書記の指名ですが、宮古島市農業委員会会議規則第１４条に規定する議事録署名人を、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

≪異議なしの声あり≫

議長　それでは、１１番：喜屋武隆委員、１２番：奥浜健委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には事務局職員の伊良部哉氏を指名いたします。

議長　それでは、日程第２議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題としますが、会議の運営上、有償移転、使用・賃貸借権、無償移転の順に説明と意見を求めたいと思いますが、よろしいですか。

≪異議なしの声あり≫

議長　それでは、議案第１号中「農地法第３条の規定による許可申請（有償移転）について」を議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局　今月の農地法第３条の規定による許可申請（有償移転）は８件でございます。
まず、受付番号１番から８番までの説明をいたします。
【議案第１号、受付番号１番から８番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】
受付番号１番から８番までは、議案書９ページから１６ページの調査書のとおり、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長　ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

７番委員　受付番号１番から２番について、現地調査の結果を報告いたします。
１番の申請地は、佐良浜三叉路から佐和田向け約１キロメートルの五叉路を旧伊良部町所有の山林向け約１００メートル左に位置しています。調査時はさとうきびの夏植えがありました。
譲受人は葉たばこ農家で農機具等も所有し､家族経営で頑張っており特に問題ないと思います。

２番の申請地は、佐和田の浜入口からＢ＆Ｇ財団の競艇倉庫跡向け左側に東屋があり、その向かいに位置します。こちらもさとうきびの夏植えがありました。譲受人はさとうきび栽培とウコン栽培を頑張っております。

１１番委員　受付番号３番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、セリ市場東側道路を南向け約５００メートル、右手に見える山中集落南側に位置します。放棄状態のマンゴーのパイプハウス３棟が隣接しています。調査時は今期収穫後のさとうきび畑でした。譲受人はさとうきび栽培を頑張っており規模拡大を図る予定です。

平良５区　受付番号４番から６番について、現地調査の結果を報告いたします。
推進委員　４番の申請地は平良から下地向け、松ヶ原ゴルフ場手前約４００メートルを左折、墓地に隣接しています。調査時は昨年のさとうきびを収穫後手つかずの状態でした。取得後はさとうきびを植える予定です。

５番の申請地は、久松海岸線沿い、松原墓地団地上方に位置し、基盤整備は済んでいますが使用された形跡はありませんでした。取得後はさとうきびを植える予定です。

６番の申請地は、久松赤浜地区に位置し、３筆を１区画として使用しています。譲受人の所有地に隣接しており、さとうきび栽培の規模拡大を図る予定です。

城辺４区　受付番号７番について、現地調査の結果を報告いたします。
推進委員　申請地は、城辺吉田マンション東隣に位置し、宅地に隣接し野菜畑として使用されており野菜の作付けがされていました。

下地１区　受付番号８番について、現地調査の結果を報告いたします。
推進委員　申請地は、川満集落と高千穂集落（カヅラミネ）の中間あたりに位置します。現在はマンゴーハウスとさとうきびの株出しがありました。取得後は家族経営で頑張っていくとのことです。

議長　ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

≪異議なしの声あり≫

議長　ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第１号中「農地法第３条の規定による許可申請（有償移転）」受付番号１番から８番までについて、原案のとおり決定してよろしいですか。

≪異議なしの声あり≫

議長　ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、議案第１号中、「農地法第３条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）について」を議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局　今月の農地法第３条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）は７件でございます。
まず、受付番号９番から１５番までの説明をいたします。
【議案第１号、受付番号９番から１５番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】
受付番号９番から１５番までは、議案書１７ページから２３ページの調査書のとおり、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長　ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

１２番委員　受付番号９番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地（比嘉長畑 1395）は、比嘉集落北側ファームポンドから西へ約３００メートルに位置し、現在はさとうきびが植えられていました。（友利島後 157-1）は、友利集落から福里向け約４００メートル右手にある「ティダファームたらま」の大きなビニールハウス南側約１００メートルに位置します。農業経営の後継者として頑張っていくとのことです。

１５番委員　受付番号１０番から１１番について、現地調査の結果を報告いたします。
１０番の申請地（島尻東原 409-1、411-1）は、島尻集落入口のマンゴーハウスになります。（狩俣阿部川原 3844）は、宮古特別支援学校から狩俣集落向け約４００メートル、大きなハウス畑になります。１１番と関連します。

１１番の申請地は、１０番の申請地（狩俣阿部川原 3844）と同所になります。いずれもマンゴーハウスがあり、マンゴー栽培をしております。

平良３区推進委員　受付番号１２番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、沖縄電力(株)から荷川取向け約２００メートル左に位置しています。１０年ほど前から貸付人である兄から借り受けてマンゴー栽培をしています。出荷を始めて５年くらいなりますし、技術的にも問題ないと思います。

平良４区推進委員　受付番号１３番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、平良添道公民館北側約８００メートルに位置し、現在はさとうきび収穫後の更地になっていました。長年当地を借り受けてさとうきび栽培をしており、技術的にも問題ないと思います。

平良５区推進委員　受付番号１４番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、平良松原地区から松ヶ原ゴルフ場向け、最初の路地を左折したところに位置し、現在は今期収穫予定のさとうきびがありました。収穫後に借り受けてさとうきび栽培をする予定です。

城辺４区推進委員　受付番号１５番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、城辺根間津信号機北へ約１００メートル、東へ約１５０メートルに位置し、現在は基盤整備地区で今期収穫予定のさとうきびと夏植えがありました。受付番号７番と関連します。

議長　ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

≪異議なしの声あり≫

議長　ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第１号中「農地法第３条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）」受付番号９番から１５番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

≪異議なしの声あり≫

議長　ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、議案第１号中、「農地法第３条の規定による許可申請（無償移転）について」を議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局　今月の農地法第３条の規定による許可申請（無償移転）は６件でございます。
まず、受付番号１６番から２２番（２１番は譲渡人死亡により取り下げ）までの説明をいたします。
【議案第１号、受付番号１６番から２２番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】
受付番号１６番から２２番までは、議案書２４ページから３０ページの調査書のとおり、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長　ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

≪異議なしの声あり≫

議長　ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第１号中「農地法第３条の規定による許可申請（無償移転）」受付番号１６番から２２番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

≪異議なしの声あり≫

議長　ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
日程第２議案第１号は原案のとおり決定いたしました。
次に日程第３議案第２号「農地法第３条第１項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願について」を議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局　今月の農地法第３条第１項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願いは２件でございます。
まず、受付番号１番から２番までの説明をいたします。
【議案第２号、受付番号１番から２番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長　ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

平良２区推進委員　受付番号１番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、平良下崎地区公民館から砂山向け約２００メートル、左へ約８０メートルに位置し、現在は荒地状態でした。申請人は会社勤めをしながらさとうきび栽培に従事しており、また本人の所有地に隣接しているということもあり今回の申請となりました。

平良３区推進委員　受付番号２番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、平良下崎地区公民館から砂山向け約２００メートル、左へ約８０メートルに位置し、現在は荒地状態でした。申請人は近くに賃借地がありさとうきび栽培をしています。規模拡大を図る予定で購入を希望しています。

議長　ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

７番委員　確認です。申請人二人についてですが、耕作放棄地等はありませんか。

事務局　２番の申請人は２筆を借り受けています。この利用権設定をした農地を、昨年耕作放棄地解消事業で自ら伐開してさとうきび栽培を行っております。いずれの申請人も遊休農地はございません。

議長　ほかに質疑があれば挙手でお願いします。

１１番委員　１番の申請人についてですが、ご夫婦の農業従事日数が各々１００日となっています。概ね１５０日以上というのが基準だと思いますが、この場合合算して基準をクリアしているから問題ないという捉え方でよろしいですか。

事務局　基盤強化促進法では従事日数１５０日以上の明記がありますが、農地法３条においては概ね６

０日以上との規定がありますので基準は満たしていると判断しました。

議長　ほかに質疑があれば挙手でお願いします。

≪異議なしの声あり≫

議長　ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第２号「農地法第３条第１項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願について」受付番号１番から２番について原案のとおり決定してよろしいですか。

≪異議なしの声あり≫

議長　ご異議ないとのことですので、日程第３議案第２号は原案のとおり決定いたしました。、
次に、日程第４議案第３号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について」を議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局　今月の農地利用集積計画（利用権貸借）は１２件でございます。
まず、受付番号１番から１２番までの朗読説明をいたします。
【議案第３号、受付番号１番から１２番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】
以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長　ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

平良３区推進委員　受付番号１番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、西辺小中学校裏手の道路側、西原地区改良区内に位置し、現在は今期収穫予定のさとうきびの春植えがありました。申請人は長年当地で小作をしており、おじである譲渡人から今回譲り受けることになりました。申請人は認定農業者でもあり、技術面でも労働力でも特に問題ないと思います。

平良４区推進委員　受付番号２番から３番について、現地調査の結果を報告いたします。
２番の農地の所在は、平良地盛公民館西側約３００メートルに位置し、現在は来期収穫予定のさとうきびの株がありました。長年野菜やさとうきび栽培に従事しており技術的にも問題ありません。

３番の農地の所在は、平良高野公民館に隣接しており、現在は夏植えのさとうきびがありました。今期収穫予定です。再度利用権設定をし、今後も頑張っていきたいとのことです。

城辺１区推進委員　受付番号４番から５番について、現地調査の結果を報告いたします。
４番の農地の所在は、城辺から福嶺向け、大きな下り坂を新城向け進むと通称「おっぱい山」に行き当たり、その真ん中に位置します。調査時は今期収穫予定のさとうきびがありました。

５番の農地の所在は、地下ダム公園近くに位置し、現在はほ場整備が行われていました。申請人は３０年以上さとうきび栽培と畜産経営に従事しており、経験豊富で農業機械等もそろっております。

城辺４区推進委員　受付番号６番から８番について、現地調査の結果を報告いたします。
６番の農地の所在は、ミルク嶺ファームポンド下に位置しています。ほ場整備済地区で今期収

穫予定のさとうきびの株や作付けされた夏植えがありました。

７番の農地の所在は、６番の農地と同じくほ場整備済地区内に位置し、３筆を１区画として使用しており草地となっています。申請人は家族で３０年近くさとうきび栽培と畜産経営に従事しています。農業機械等も所有しており、技術的にも問題ないと思います。

８番の農地の所在は、城辺長北公民館から約３００メートルにある農業用水取水施設の道路を隔てて両側に位置し未整備地区です。牧草も全て刈り取りされていました。今後はさとうきび栽培の規模拡大を図る予定です。

下地２区推進委員　受付番号９番から１０番について、現地調査の結果を報告いたします。
９番の農地の所在は、下地棚根バス停留所から入江集落向け約２００メートル右に位置しています。現在は農地の周囲は雑木等に囲まれており、内部はススキやさとうきび等があり荒れた状態でした。申請人が借り受けた後開墾してさとうきびを植える予定です。

１０番の農地の所在は、下地陸上競技場から一周道路沿い約５００メートル左に位置します。土地改良済ですが遊休農地となっています。申請人が整地しさとうきびを植える予定です。大変意欲的に頑張っています。

事務局　受付番号１１番から１２番について、現地調査の結果を報告いたします。
１１番と１２番の農地の所在は、先ほど説明したとおりです。参考資料をご覧下さい。詳細については配分計画案で農地中間管理機構より説明します。

議長　ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

７番委員　議案書３５ページの受付番号７番についてですが、貸付人と借受人が同じ住所ですが別世帯ですか。それとも同一世帯ですか。

事務局　同一住所ですが、各々が世帯主ですので別世帯です。農地台帳も別々になっております。

議長　ほかに質疑があれば挙手でお願いします。

１１番委員　議案書３５ページの受付番号８番についてです。先ほど説明委員の方が申請人は５町歩くらいの経営面積があるとおっしゃっていましたが、議案書ではゼロになっています。整合性の説明をお願いします。

事務局　申請人の経営農地については届出がありませんので、今後利用権設定の指導をしていきたいと思います。

議長　ほかに質疑があれば挙手でお願いします。

３番委員　受付番号９番と１０番についてです。耕作放棄地解消事業を適用して利用権設定をすることは大変素晴らしい取り組みだと思います。ただ、さとうきび栽培で５年契約というのは短いように思いますが、申請人との話し合いがどうなっているのか教えてください。

事務局　まず９番の案件ですが、所有者の方はすでに亡くなっており、今回はご家族の同意のもとで利用権設定をしています。下地出身ということではありますが、ご家族は宮古に居住したことはありません。昨年くらいに所有者の方が亡くなり、相続の手続きに時間がかかっております。ですので、今回５年間の利用権設定をしその間に手続きを進めるとのことです。売買の意思もありますので、相続後、申請人が購入を希望するのであれば所有権移転をする方向で相談をし

ております。
次に１０番の案件ですが、所有者の方は現在病床にあります。後継者もいませんし負担金の支払いや伐開費用等もありますので、５年間は無償で、今後も継続して貸すかもしくは売買も検討しているとのことです。その点は申請人も納得した上での申請ですのでご理解ください。

議長　ほかに質疑があれば挙手でお願いします。

≪異議なしの声あり≫

議長　ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第３号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

≪異議なしの声あり≫

議長　ご異議ないとのことですので、日程第４議案第３号は原案のとおり決定いたしました。
次に、日程第５議案第４号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局　今月の農地利用集積計画（所有権移転）は９件でございます。
まず、受付番号１番から９番までの朗読説明をいたします。
【議案第４号、受付番号１番から９番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】
以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長　ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

平良１区推進委員　受付番号１番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、狩俣線狩俣向け宮古特別支援学校手前、南静園向け約３００メートル左手に位置し、牧草が植え付けられていました。申請人は畜産経営をしており規模拡大を図る予定です。牛糞処理用の重機等も所有しています。

平良３区推進委員　受付番号２番から３番について、現地調査の結果を報告いたします。
２番の農地の所在は、中添道十字路から福山向け約２００メートルに位置し、現在はドラゴンフルーツが植えられていますが管理されず放置されている状態です。取得後はこのままドラゴンフルーツ畑として使用する予定です。

３番の農地の所在は、西原公民館から東向け約７００メートル左手に位置し、現在は遊休地となっています。２年後には土地改良の予定です。申請人は生産法人を立ち上げ頑張っており、農業機械等は親から借りて使用しています。

城辺３区推進委員　受付番号４番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、ＪＡ城辺支店から平良向け約２００メートル、右折して約３００メートル右手に位置し、現在は放置されている状態で雑草が生い茂っていました。申請人は長年畜産経営をしており、農業機械等等も所有しています。

上野１区推進委員　受付番号５番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、市営豊原団地を北向け約１００メートル右手に位置し、現在は今期収穫予定のさとうきびがありました。申請人は葉たばこ農家で、さとうきび収穫後来年に向けて葉たばこ

栽培をする予定です。

上野２区　受付番号６番について、現地調査の結果を報告いたします。
推進委員　農地の所在は、ＪＡ上野給油所から平良向け約１．６キロメートル、左折して約７００メートル左手に位置し、現在はさとうきびの収穫後でした。申請人は会社勤めをしているご主人と共に頑張っており、さとうきび栽培の規模拡大を図る予定です。

伊良部１区　受付番号７番について、現地調査の結果を報告いたします。
推進委員　農地の所在は、全て基盤整備済みで本人所有の牧草地に隣接しています。現在はさとうきび収穫後で、長年畜産業を営んでいるため取得後は牧草を植える予定です。

伊良部２区　受付番号８番について、現地調査の結果を報告いたします。
推進委員　農地の所在は、伊良部島のほぼ中央あたりに位置し基盤整備済みです。現在はさとうきびの夏植えがあり家族経営で頑張っています。

伊良部３区　受付番号９番について、現地調査の結果を報告いたします。
推進委員　農地の所在は、伊良部製糖工場東側約３００メートルに位置し、基盤整備済みで２筆ともさとうきびが植えられていました。申請人は大型トラクターやブルトラ等を所有し野菜やさとうきび栽培に従事しています。

議長　ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

上野１区　受付番号８番について、面積が約７０００平方メートルですが売買価格が１４０万円となっています。そうすると１０アールあたり２０万円と算定されますが、ほ場整備済みでこの値段というのは少し安いと思いますので説明をお願いします。
推進委員

事務局　農地の単価が安いというご指摘ですが、こちらの農地はほ場整備中に１０万円、その後に７０万円すでに支払われており、それを相殺して今回の金額となっています。

議長　ほかに質疑があれば挙手でお願いします。

≪異議なしの声あり≫

議長　ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第４号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

≪異議なしの声あり≫

議長　ご異議ないとのことですので、日程第５議案第４号は原案のとおり決定いたしました。
次に、日程第６議案第５号「農用地利用配分計画案に関する意見について」を議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局　今月の農用地利用配分計画案は１件でございます。
受付番号１番について説明します。
【議案第５号、受付番号１番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長　ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

≪異議なしの声あり≫

議長　ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第５号「農用地利用配分計画案に関する意見について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

≪異議なしの声あり≫

議長　ご異議ないとのことですので、日程第６議案第５号は原案のとおり決定いたしました。

議長　休憩します。

休憩　１５：１６

再開　１５：２８

議長　再開します。

議長　次に、日程第７議案第６号「農地法第４条第１項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局　今月の農地法第４条第１項の規程による許可申請は１件でございます。
まず、受付番号１番について説明をいたします。
【議案第６号、受付番号１番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】
以上、計画書の内容は、議案書の許可基準適合表のとおり農地法第４条第２項各号及び農地法施行規則第４７条各号の要件を満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長　ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から現地調査結果ならびに説明をお願いします。

７番委員　現地調査の状況の前に現地調査の結果を発表いたします。今総会に付託される許可申請の現場調査を平成３０年２月９日に行いました。調査員は７番私、長濱国博、８番川満里志委員と芳山辰巳会長、事務局から、上地寿男次長、川満邦弘農地係長、上原みち子主任主事の６人で行いました。
始めに１０時から１０時１０分まで事務局にて調査内容の説明を受け、４条１件、５条１３件、非農地証明６件、計２０件の現地調査を１０時１５分から１５時まで行い、１５時１０分から１５時２０分まで調査内容の整理を行いました。調査の結果、特に違反等は見受けられませんでした事を報告します。それでは、４条申請、５条申請、非農地証明願の順に説明いたします。

それでは、受付番号１番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地はファミリーマート東仲宗根店近くに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。農地の区分、宅地等に囲まれた連たんの第３種農地と判断いたしました。

議長　ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

≪異議なしの声あり≫

議長　ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号１番を原案のとおり決定してよろしいですか。

≪異議なしの声あり≫

議長　ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
日程第７議案第６号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。
次に、日程第８議案第７号「農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局　今月の農地法第５条第１項の規程による許可申請は１３件でございます。
まず、受付番号１番から１３番までの説明をいたします。
【議案第７号、受付番号１番から１３番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】
以上、計画書の内容は、議案書の許可基準適合表のとおり農地法第５条第２項各号及び農地法施行規則第４７条各号の要件を満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長　ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から現地調査結果ならびに説明をお願いします。

７番委員　それでは、受付番号１番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は平良荷川取に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。農地の区分、用途地域に指定された第一種中高層住居専用区域内の農地と判断いたしました。

議長　ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

≪異議なしの声あり≫

議長　ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号１番を原案のとおり決定してよろしいですか。

≪異議なしの声あり≫

議長　ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号２番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

７番委員　受付番号２番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は平良荷川取に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。農地の区分、用途地域に指定された第一種中高層住居専用区域内の農地と判断いたしました。

議長　ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

≪異議なしの声あり≫

議長　ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号２番を原案のとおり決定してよろしいですか。

≪異議なしの声あり≫

議長　ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号３番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

７番委員　受付番号３番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は市立平良中学校近くに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。農地の区分、用途地域に指定された第二種住居専用区域内の農地と判断いたしました。

議長　ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

≪異議なしの声あり≫

議長　ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号３番を原案のとおり決定してよろしいですか。

≪異議なしの声あり≫

議長　ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号４番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

７番委員　受付番号４番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は平良腰原公民館近くに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。
農地の区分、用途地域に指定された第二種中高層住居専用区域内の農地と判断いたしました。

議長　ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

≪異議なしの声あり≫

議長　ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号４番を原案のとおり決定してよろしいですか。

≪異議なしの声あり≫

議長　ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号５番から７番を一括して現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

７番委員　受付番号５番から７番について、一括して現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は宮古島徳洲会病院近くに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。
農地の区分、宅地等に囲まれた連たん近接の第２種農地と判断いたしました。

議長　ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

５番委員　参考資料４６ページの契約書ですが、甲（貸人）と乙（借人）の名前の漢字が違っています。
同一人物だと思いますが、どちらが正しいですか。

事務局　確認したところ乙（借人）の方の漢字が正しいですので訂正するよう指導します。すみませんでした。

議長　ほかに質疑があれば挙手でお願いします。

≪異議なしの声あり≫

議長　ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号５番から７番を原案のとおり決定してよろしいですか。

≪異議なしの声あり≫

議長　ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

次に受付番号８番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

７番委員　受付番号８番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は市立東小学校近くに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。農地の区分、宅地、原野等に囲まれた１０ｈａ未満の連たん近接の第２種農地と判断いたしました。

議長　ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

≪異議なしの声あり≫

議長　ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号８番を原案のとおり決定してよろしいですか。

≪異議なしの声あり≫

議長　ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号９番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

７番委員　受付番号９番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は市立鏡原中学校近くに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。農地の区分、宅地等に囲まれた連たんの第３種農地と判断いたしました。

議長　ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

≪異議なしの声あり≫

議長　ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号９番を原案のとおり決定してよろしいですか。

≪異議なしの声あり≫

議長　ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号１０番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

８番委員　受付番号１０番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地はトゥリバー公園入口近くに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし。農地の区分、１０ヘクタール以上の一団の農地に囲まれており、隣接する土地と一体とし同一の事業の目的に供する面積が３分の１以内の第１種農地と判断いたしました。

議長　ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

平良２区推進委員　確認です。参考資料６７ページの転用目的が一般住宅となっていますが、６８ページでは駐車場とあります。また、７６ページの転用目的が個人住宅となっていますが、７７ページでは共同住宅となっています。それぞれどちらが正しいですか。

事務局　６７ページと７６ページの転用目的について、正しくは駐車場と共同住宅になりますので訂正をお願いします。すみませんでした。

議長　ほかに質疑があれば挙手でお願いします。

≪異議なしの声あり≫

議長　ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号１０番を原案のとおり決定してよろしいですか。

≪異議なしの声あり≫

議長　ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号１１番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

８番委員　受付番号１１番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地はファミリーマート東仲宗根店近くに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。農地の区分、宅地等に囲まれた連たんの第３種農地と判断いたしました。

議長　ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

≪異議なしの声あり≫

議長　ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号１１番を原案のとおり決定してよろしいですか。

≪異議なしの声あり≫

議長　ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号１２番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

８番委員　受付番号１２番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は久松地区松原集落内に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。農地の区分、宅地等に囲まれた連たんの第３種農地と判断いたしました。

議長　ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

≪異議なしの声あり≫

議長　ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号１２番を原案のとおり決定してよろしいですか。

≪異議なしの声あり≫

議長　ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号１３番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

８番委員　受付番号１３番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は城辺イムギャー近くに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。農地の区分、宅地、原野等に囲まれた連たん近接の第２種農地と判断いたしました。

議長　ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

≪異議なしの声あり≫

議長　ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号１３番を原案のとおり決定してよろしいですか。

≪異議なしの声あり≫

議長　ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
日程第８議案第７号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。
次に、日程第９議案第８号「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局　今月の非農地証明願は６件でございます。
まず、受付番号１番から６番までの説明をいたします。
【議案第８号、受付番号１番から６番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長　ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号１番の現地調査結果ならびに説明をお願いいたします。

８番委員　受付番号１番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、国道（城辺線）沿いにある「春おばーの島とうふ」食堂に隣接し、周囲一帯が原野で農地としての利用は困難と思われることから非農地相当であると判断しました。（Ｂ分類）

議長　ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

≪異議なしの声あり≫

議長　ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号１番を原案のとおり決定してよろしいですか。

≪異議なしの声あり≫

議長　ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号２番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

８番委員　受付番号２番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、下地から平良へ向かう国道沿いに位置し、地質は岩盤で農地としての利用は困難と思われることから非農地相当であると判断しました。（農地台帳：雑種地）

議長　ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

１１番委員　参考資料２０ページの見積書についてですが、これはどういう見積書ですか。

事務局　こちらの農地は先月も現地調査をしており、農用地区域内の農地ということで伐開事業を適用して畑として復元した方がいいのではないかとの指導をしました。その際伐開にどのくらいの費用がかかるのか見積書を取った次第で、伐採だけでもかなりの金額が発生します。面積が小さいため多大な費用をかけて復元しても効率的ではなく、非農地としたほうがいいという判断になりました。

１１番委員　見積書の添付理由は分かりましたが、願出人と見積書の宛名が違います。これではこの見積書が本当にこの案件の見積なのか疑問が生じますので説明をお願いします。

事務局　見積書の宛名の方は買い手側です。先月現地調査した際に、非農地申請は売り手側がするべきではないかということになり、申請書の願出人の氏名を変更しました。

１１番委員　売買の話も進行している中で、農地に復元するためには多大な伐開費用がかかってしまうということも理解できますが、今は非農地証明願の審議中です。宛名の違う見積書を添付して金額を提示されても、この内容では我々は納得して審議をすることはできないと思います。

議長　休憩します。

休憩　１６：１０

【休憩中の応答】

事務局　この見積書はあくまでも復元のための伐開費用で、願出人が見積を取っても同等の金額になったであろうとの判断で添付しました。ただこの案件は以前に申請があった際伐開事業で復元するようにとのことで一旦取り下げてもらいました。その時に取った伐開費用の見積書です。確かに願出人が違いますので、見積書を再提出するよう指導したいと思います。

再開　１６：１５

議長　再開します。

議長　ただいまの説明でよろしいですか。

１１番委員　分かりました。ありがとうございました。

議長　ほかに質疑があれば挙手でお願いします。

伊良部２区推進委員　質問ではありません。非農地の申請は３年ほど前から増えているように思います。土地の有効利用という点ではいいことだと思いますが、農業委員会として非農地であるか否かの審議だけでいいのか疑問です。新しい有効利用の方法も探すべきだと思います。大抵非農地申請された農地の周辺には農地が広がっていますし、地形がどうとか入口がどうとかではなく、そちらに被害が及ばないようにすべきだと思います。例えば、住宅建築の際はブロック塀とかで囲んだりするように、対策についての問題も生じかねません。農業委員会が果たすべき役割が多岐にわたる時代が来ると思います。私見としてお話しさせていただきました。

議長　ほかに質疑があれば挙手でお願いします。

平良１区推進委員　確認ですが、参考資料１３ページの現地確認調査書ですが、土地の状況の部分がまったく記載がありませんが必要項目ではありませんか。

事務局　読み上げますので記入をお願いします。すみませんでした。

議長　ほかに質疑があれば挙手でお願いします。

≪異議なしの声あり≫

議長　ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号２番を原案のとおり決定してよろしいですか。

≪異議なしの声あり≫

議長　ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号３番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

８番委員　受付番号３番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、久松地区の久貝集落内に位置し、周囲は住宅等が多く農地としての利用は困難と思われることから非農地相当であると判断しました。

議長　ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

≪異議なしの声あり≫

議長　ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号３番を原案のとおり決定してよろしいですか。

≪異議なしの声あり≫

議長　ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号４番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

８番委員　受付番号４番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、平良地区の荷川取に位置し、周囲は住宅等が多く、また用途地域内の農地で利用は困難と思われることから非農地相当であると判断しました。

議長　ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

≪異議なしの声あり≫

議長　ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号４番を原案のとおり決定してよろしいですか。

≪異議なしの声あり≫

議長　ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号５番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

８番委員　受付番号５番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、池間集落から灯台向け約１キロメートルに位置し、表土が浅く石混じりや岩盤の土壌で、雑木等が生い茂り農地としての利用は困難と思われることから非農地相当であると判断しました。（A分類）

議長　ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

≪異議なしの声あり≫

議長　ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号５番を原案のとおり決定してよろしいですか。

≪異議なしの声あり≫

議長　ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号６番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

８番委員　受付番号６番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、池間集落から灯台向け約１キロメートルに位置し、表土が浅く石混じりや岩盤の土壌で、雑木等が生い茂り農地としての利用は困難と思われることから非農地相当であると判断しました。（Ａ分類）

議長　ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

≪異議なしの声あり≫

議長　ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号６番を原案のとおり決定してよろしいですか。

≪異議なしの声あり≫

議長　ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
日程第９議案第８号は原案のとおり決定いたしました。
次に、日程第１０議案第９号「別段の面積（下限面積の設定）について」を議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局　議案の朗読と説明をいたします。
【議案第９号、朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長　ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

１０番委員　新規就農者が施設園芸を行う場合、必ずこの下限面積５０アールのハードルに悩まされます。施設園芸では多くて２０アール程の面積からスタートすると思いますが、その場合この限りでないと捉えてよろしいですか。５０アールの下限面積をクリアするためだけに、例えば２０アール購入する際、使用しなくても３０アールは賃貸借しなければなりません。下限面積を２０アールもしくは３０アールにすることはできますか。

事務局　この件については、３年ほど前に農政課で新たに定めております。施設園芸での新規就農者の場合、作物はゴーヤーとマンゴーに限って２５アールから認められるとなっています。施設面積２５アール、通路等を含む総面積で３０アールです。

１０番委員　２品目限定ですか。

事務局　今のところ２品目だけです。他の作物ではこの面積から１７５万円の収益が得られないということでゴーヤーとマンゴーに限っています。もちろん作物によって面積は違ってきますが、施設面積が５０アール以下ということではこの２品目だけが定められています。

２番委員　これは新規就農者にのみ適用されるのですか。例えば、本土からの移住者で４０代の方が農業を始めたいがなかなか農地を取得できず、農家として認められないと悩んでいらっしゃるようですが、こういう方とかには適用できないのですか。

議長　休憩します。

休憩　１６：３１

再開　１６：４５

議長　再開します。
休憩中にいろいろな議論を交わしましたがよろしいですか。

≪異議なしの声あり≫

議長　ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第９号「別段の面積（下限面積の設定）について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

≪異議なしの声あり≫

議長　日程第１０議案第９号は原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議案・報告の審議は全て終了いたしました。
この際、その他の件について、委員及び推進委員からご発言があれば挙手でお願いいたします。

（委員会規則に基づく発言等）

宮古島市農業委員会会議規則第２１条（委員の発言）

２番委員　【２月８日に行われた「平成２９年度女性農業委員・農地利用最適化推進委員交流研修会」についての報告】

議長　ほかに発言があれば挙手でお願いします。

（発言なしの声あり）

議長　発言がないようですので、今総会に付議された事件の承認の結果が生じた条項、字句、数字その他の整理を会長に委任することにご異議ございませんか。

≪異議なしの声あり≫

議長　それでは、以上をもちまして、平成３０年第２回宮古島市農業委員会総会を閉会いたします。
ありがとうございました。

閉会　１６：５０

平成３０年２月１６日

会　　長　　芳　山　辰　巳

11 番委員　　喜　屋　武　隆

12 番委員　　奥　浜　　健